

## 熊本県高次脳機能障害支援普及事業実施要項

### (目的)

第1条 この事業は、熊本県高次脳機能障害者支援拠点機関（以下「支援拠点機関」という。）において、高次脳機能障害者に対する専門的な相談支援、関係支援機関とのネットワークの充実、高次脳機能障害の正しい理解を促進するための普及・啓発、高次脳機能障害者の支援手法等に関する研修を行うことにより、高次脳機能障害者に対する支援体制の確立を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、熊本県（以下「県」という。）とする。

### (対象者)

第3条 高次脳機能障害診断基準により高次脳機能障害を有すると診断された者及びその疑いのある者（以下「高次脳機能障害者等」という。）とする。

### (実施方法)

第4条 県は、支援拠点機関に委託して事業を実施するものとする。

### (事業内容)

第5条 支援拠点機関の行う事業は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 支援コーディネーターを配置し、高次脳機能障害者等の社会復帰のための相談支援、関係支援機関との調整等の実施
- (2) 高次脳機能障害支援普及全国連絡協議会等への参加
- (3) 高次脳機能障害の正しい理解を普及促進するための普及・啓発活動
- (4) 高次脳機能障害者等の支援手法等に関する研修会等の開催

### (秘密の保持)

第6条 本事業に携わる者（当該業務から離れた者も含む。）は、事業により知り得た対象者等の秘密を漏らしてはならない。

### (その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、その他の必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要項は、平成20年7月1日から施行する。

### 附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。